

新型インフルエンザ等に関する
事業継続計画書

【改定履歴】

改定時期	該当ページ (記載が必要な 場合のみ)	改定の内容
2009. 10. 20		初版
2010. 09. 01		
2015. 03. 31		持株会社体制への移行に伴う修正
2018. 04. 01		全面的な見直し
2019. 06. 15		関係会社への適用に伴う文言の修正、整理
2022. 02. 22		組織変更に伴う文言の修正、整理、および新型コロナウイルスへの対応について追記

目次

第1章 総則	3
1-1. 計画書の目的	3
1-2. 適用範囲	3
1-3. 基本方針	3
1-4. 定義	4
1-5. 本計画書の位置づけ	4
第2章 新型インフルエンザ等の基礎知識と被害想定	5
2-1. 新型インフルエンザとは	5
2-2. 新型インフルエンザの発生経路・感染経路	6
2-3. 新型インフルエンザ等の発生段階	7
2-4. 新型インフルエンザ等の被害想定	8
第3章 危機管理体制	11
3-1. 危機対策本部	11
3-2. 緊急連絡体制	14
第4章 新型インフルエンザ等対策の実施	15
4-1. 海外発生期＜危機対策会議の対応＞	15
4-2. 国内発生早期～国内感染期＜危機対策本部＞	16
4-3. 小康期の措置＜危機対策本部または危機対策会議の対応＞	17
第5章 海外拠点の対応	18
5-1. 体制	18
5-2. 駐在員等の帰国に関する対応の目安	19
第6章 役職員の対応	20
6-1. 基本的な行動	20
6-2. 社内で新型インフルエンザ等の感染を疑われる役職員を発見した場合の対応	20
6-3. 社内感染者滞り場所の処置対応	20
6-4. 濃厚接触者の取り扱い	21
6-5. 感染者の再入社	21
第7章 特定接種の対応体制の検討	22
第8章 平常時の対策	23
8-1. 新型インフルエンザ等の流行時に備えた備蓄	23
8-2. 事業継続計画の策定	23
8-3. 教育・訓練	23
8-4. 計画の見直し	23
第9章 その他	23
9-1. 2019年に発生した新型コロナウイルスに対する対応について	23

第1章 総則

1-1. 計画書の目的

本計画書は、新型インフルエンザ等の未知なる感染症が発生し、甚大な健康被害が長期にわたりコスモエネルギーグループおよびサプライチェーン全般に悪影響を及ぼし、事業継続に支障をきたす事態を想定し、その被害想定に対して役職員およびその家族の生命を守り、企業使命である石油製品等の安定供給を維持し、コスモエネルギーグループの事業およびステークホルダーへの影響を最小限に止めることを目的としたものである。

1-2. 適用範囲

本計画書は、以下に勤務する者および来訪者に適用する。

＜適用対象会社＞

- コスモエネルギーホールディングス（CEH）
- コスモ石油（COC）
- コスモ石油マーケティング（COM）
- コスモエネルギー開発（CEP）
- コスモビジネスアソシエイツ（CBA）

1-3. 基本方針

新型インフルエンザ等に関する事業継続の基本方針は、以下の通りとする。

（1）人命尊重

お客様、役職員およびその家族の生命・健康を最優先することとする。

（2）安定供給

事業への影響を最小限に留め、企業使命である石油製品等の安定供給を維持する。

1-4. 定義

(1) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、遺伝子の変異によって、人から人へと効率よく感染するようになったものをいう。この新型インフルエンザのウイルスに対して人は免疫を持っていないため、発生すれば短期間で爆発的に流行する（パンデミック）ことが危惧される（詳細は第2章を参照）。

(2) 役職員

適用対象会社の役員、社員、契約社員、嘱託社員、その他適用対象会社の業務に従事するすべての者をいう。

(3) 重要業務

新型インフルエンザ等発生後においても、継続する必要がある業務。適用対象会社では、以下の業務を重要業務とする。

- ・ 製油所、物流基地等の運転に関わる業務
- ・ 原油開発、需給調整、配船業務、陸上および海上荷役業務、原油および製品等の輸出入に関わる業務
- ・ 石油製品の受発注および陸上配送業務に関わる業務
- ・ 各種システムの稼働維持に関わる業務
- ・ 上記以外で、石油製品の安定供給に関わる業務
- ・ その他、一定の縮小や中断により、以下の影響が発生する業務
 - ・ 役職員の生活や労働安全衛生の確保への著しい支障
 - ・ 売上・利益への著しい悪影響
 - ・ 法令違反の可能性
 - ・ お客様・取引先等のステークホルダーの事業継続への支障 等

(4) 事業継続計画（BCP）

事業の中断・阻害に対応し、事業を復旧し、再開し、あらかじめ定められたレベルに回復するための組織的な対応を文書化したもの。

(5) 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の感染者と濃厚に接触する機会があった者であり、次のとおり例示する。

- ① 感染者の周辺座席で執務した者
- ② 長時間にわたり、閉鎖された空間（会議室、飛行機、電車など）で感染者と滞在した者
- ③ 装置運転に際して、感染者と同一計器室で勤務した者
- ④ 同居する家族が感染者となった者
- ⑤ 行政より特段の指示・指導があった場合に、その対象となる者
- ⑥ その他、上記①～⑤に類する者

1-5. 本計画書の位置づけ

本計画書は、新型インフルエンザ等に関する事業継続対応のグループ共通事項を定めたものであり、各社の事業継続計画の上位に位置づけられる。

第2章 新型インフルエンザ等の基礎知識と被害想定

2-1. 新型インフルエンザとは

(1) 季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザは、主にA型、B型に分類されるインフルエンザウイルスによる感染症で、風邪よりも比較的急速に高熱・悪寒・筋肉痛・全身倦怠感などを発症する。ワクチンを接種しておくことにより、感染しても重症化を防ぐことができる。

(2) 鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザとは、一般に鳥類の感染症であるが、この鳥インフルエンザウイルスに感染した鳥類やその死骸に接触することにより、稀に人の感染症を引き起こすことがある。現在までに、H5N1型、H9N2型、H7N7型などの鳥インフルエンザウイルスの人への感染が確認されている。また、人から人への感染は極めて稀であり、家族内での感染が過去数例報告されている。

(3) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、遺伝子の変異によって、人から人へと効率よく感染するようになったものをいう。この新型インフルエンザのウイルスに対して人は免疫を持っていないため、発生すれば短時間で爆発的に流行する（パンデミック）ことが危惧される。

項目	新型インフルエンザ	鳥インフルエンザ	季節性インフルエンザ
発病	急激	急激	急激
症状 (典型例)	未確定（発生後に確定）	38℃以上の発熱 重症肺炎 多臓器不全など	38℃以上の発熱 咳、くしゃみなどの呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感など
潜伏期間	未確定（発生後に確定）	2～8日	2～5日
人への感染性	強い	非常に弱い	あり（風邪より強い）
発生状況	大流行性 (パンデミック)	流行性	流行性

2-2. 新型インフルエンザの発生経路・感染経路

(1) インフルエンザの発生経路

鳥インフルエンザウイルスが変異して、新型インフルエンザウイルスが発生する経路としては次の3つが考えられる。

① 人の体内で2種類のウイルスが交わり発生

鳥インフルエンザウイルスと人の間で流行する通常のインフルエンザウイルスの両方に人が同時に感染し、人の体内で両方のウイルスの交雑が起こり、新型インフルエンザウイルスが出現する可能性がある。

② 豚などの体内で2種類のウイルスが交わり発生

鳥インフルエンザウイルスと人の間で流行する通常のインフルエンザウイルスの両方に豚などが同時に感染し、豚などの体内で両方のウイルスの交雑が起こり、新型インフルエンザウイルスが出現する可能性がある。

③ 感染伝播する過程で発生

鳥インフルエンザウイルスに感染した人の体内でウイルスの変異が進み、ウイルスが人から人に感染する能力を持つことにより、新型インフルエンザウイルスが出現する可能性がある。

(2) インフルエンザの感染経路

新型インフルエンザの主な感染経路は、季節性インフルエンザと同じで飛沫感染と接触感染をすると考えられている。

① 飛沫感染

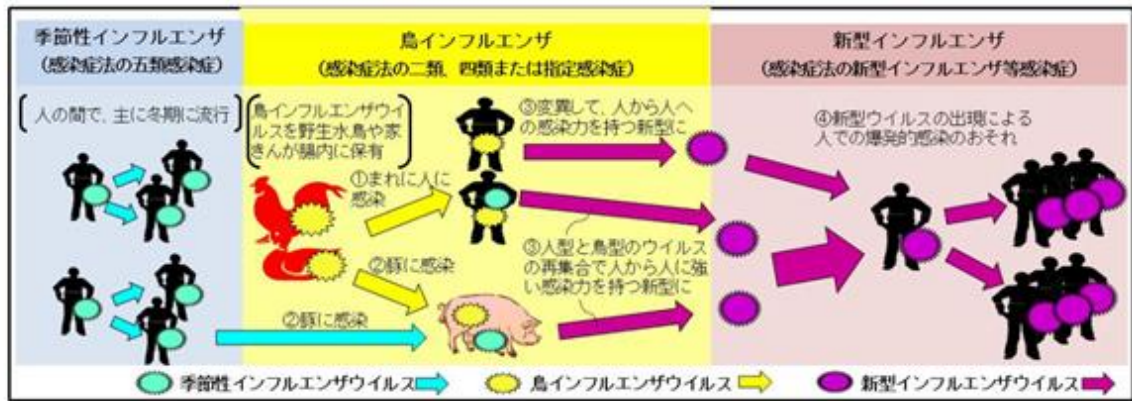
飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（水滴）を、健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスが粘膜に接触することによって感染することをいう。なお、咳やくしゃみなどの飛沫は、空気中で1～2メートル以内にしか到達しない。

② 接触感染

接触感染とは、感染者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した感染者自身の手や机、ドアノブ、スイッチなどを、健康な人が手で触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスと粘膜が接触し、感染することをいう。ウイルスの種類などにもよるが、ウイルスは感染者が触れた場所で、24時間程度生きていることもある。

③ 空気感染（参考）

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子である飛沫核となって、長時間空中を漂い、健康な人がこれを吸い込むことによって感染することをいう。空気感染の場合、近くの人だけではなく、遠くの人にも感染する危険性がある。ただし、新型インフルエンザは空気感染が起きるといふ科学的根拠はないため、飛沫感染と接触感染を想定した対策をきちんと実施することが望ましいとされている。



出典) 内閣官房 新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」
(平成 25 年 6 月 26 日)(平成 28 年 3 月 25 日一部改訂)

2-3. 新型インフルエンザ等の発生段階

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、以下の5つの発生段階に分類し、各発生段階における対策が定められている。国全体での発生段階の移行については、WHO のフェーズの引上げおよび引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

発生段階	定義
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

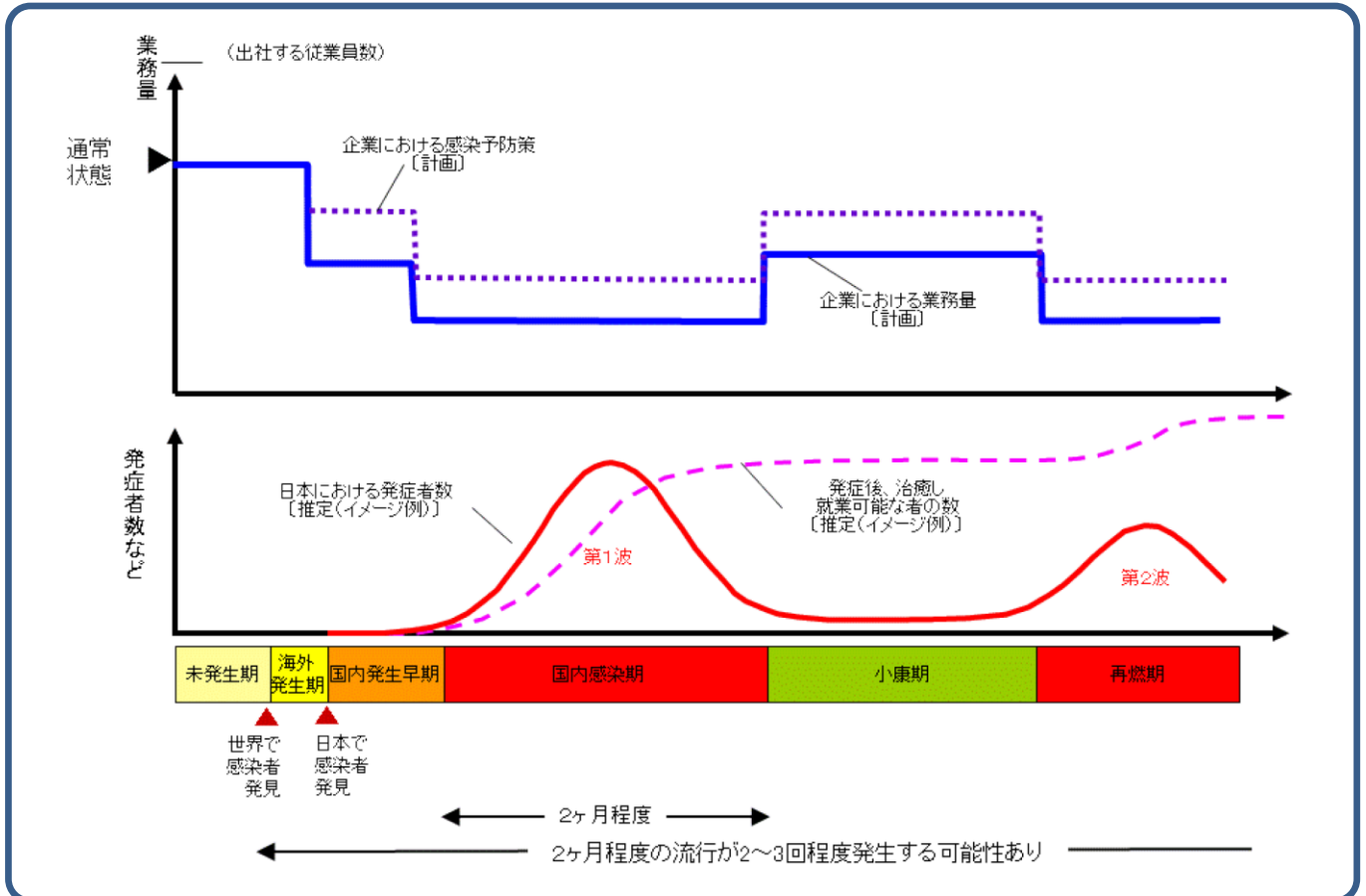
出典) 内閣官房「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」

2-4. 新型インフルエンザ等の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける被害想定

新型インフルエンザ等がもたらす被害は、事前に想定する事が困難である。以下の被害想定は、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づくものであるが、実際はこれとは異なる状況が生じうる。

【参考図】 新型インフルエンザ発生時の、事業継続の時系列イメージ



出典) 内閣官房 新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」
 (平成 25 年 6 月 26 日)(平成 28 年 3 月 25 日一部改訂)

	第1段階 海外発生期	第2段階 国内発生早期	第3段階 国内感染期	第4段階 小康期
感染状況	海外発生 (国内未発生)	2週間後～4週間 国内で発生 感染集団は限定的	4週間後～ 大規模集団発生 急速に感染拡大 6～7週間ピーク 流行は8週間程度	17週間後～
地域により流行のピークの大きさや時期に差が生じる可能性がある				
想定欠勤率*	ほぼ通常通り	～20%	～40%	～20%
燃料供給 (SS関係)		<ul style="list-style-type: none"> ガソリン不足を予想し、客が増加 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を避け、乗用車の利用が増加するものの、社会活動水準が大きく低下するため、ガソリンに対する需要は減少 発生国・地域によっては、燃料輸入が中断 役職員不足により、地域的・一時的に供給停止 中小企業の資金繰りが悪化 	
海外渡航関係	<ul style="list-style-type: none"> 発生国、周辺国への海外旅行、出張の中止 在外邦人の不安拡大、帰国者増加 発生国との間の定期便は徐々に運航本数減少 	<ul style="list-style-type: none"> 海外旅行、出張の中止 多数の在外邦人が帰国を希望 発生国との間を中心に定期便の多くが運航停止 	<ul style="list-style-type: none"> 海外旅行、出張の中止 発生国との間を中心に定期便の大半が運航停止 	<ul style="list-style-type: none"> 一部地域で感染が収束するが、海外渡航者は少ない 定期便の一部は運航再開するが、乗客は少ない
医療関係		<ul style="list-style-type: none"> 国民の不安が高まり、受診者が増加 	<ul style="list-style-type: none"> 受診者が急増 患者が急増し、病床や医薬品が不足 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> 百貨店、劇場、映画館等の集客施設への来客が減少 休業する施設増加 学校での感染拡大のおそれ。休校する学校増加 発生地域の公共交通機関、職場で感染のおそれ 一部の事業所休業 	<ul style="list-style-type: none"> 集客施設へ来客が激減 総ての施設が休業 全国全ての学校が休校 公共交通機関の本数減少 多くの事業所休業 	<ul style="list-style-type: none"> 集客施設の多くは休業 一部休校の終了 一部事業所が再開

* 欠勤率 : 本人ないしは同居家族が感染(感染疑義)により通常出社勤務ができない割合
すなわち同居家族が感染等でやむなく外出自粛しているもの(在宅勤務可能者)を含む

(2) コスモエネルギーグループにおける被害想定

新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の25%が、各地域毎に流行期間（約8週間）にピーク（約2週間）を作りながら順次感染する。感染者は、約1週間～10日間程度感染し、欠勤することが予想される。コスモエネルギーグループにおいては、役職員本人の感染や感染した家族の看病等も見込み、ピーク時に役職員等の最大40%程度が欠勤することを想定している。役職員が感染して欠勤する割合は、最大約5%程度と考えられる。

＜ コスモエネルギーグループにおける被害想定 ＞

国内発生早期	国内感染期	小康期
職場において、感染者や欠勤者が発生し、徐々に感染がエリア毎に拡大する。 また、基礎疾患患者等のハイリスク患者が重症化のため入院措置に陥ることがある。	各職場において、欠勤者が40%に及ぶ期間が最大20日間程度続くことがある。 コスモエネルギーグループの役職員やその家族で死者が発生することがある（別居家族を含めると数十人から百人超規模に）。	感染者の拡大ペースは徐々に沈静化するがパンデミックワクチンが世間一般に普及するまで累積感染者は増加する。 但し、感染者の大部分は軽症で治癒し回復者が徐々に職場復帰する。
需要想定： 100%	同左： 80～100%	同左： 100%

① 重要リソース：人材に甚大な健康被害の発生

- ・ 役職員に多数の感染者が発生する。
- ・ 石油製品等の安定供給におけるサプライチェーンの協力会社等で多くの感染者が発生する。

② 製油所の操業・稼働の一時的休止

- ・ 各製油所の原油受入れから製品貯蔵搬出までの操業限界要員数を超えて欠勤者が発生した場合、操業・稼働が一時的に休止する。
- ・ 各製油所の作業委託・協力会社で、欠勤者が多数発生した場合、コスモエネルギーグループの役職員の感染状況に関係なく休止に陥ることがある。

③ サプライチェーンの業務への支障による供給への影響

サプライチェーン上で以下のような事象が発生し、供給に支障を来す可能性がある。

- ・ 原油調達や搬入の川上側で、供給量の低下や供給時期の遅れが発生
- ・ 精製部門の効率化操業で、特殊品や数次処理プロセス品、特定・限定商品は一時精製を中断
- ・ 基地在庫への製品転送、末端需要家やSSに対する製品配送に関して受注制限や納入遅れが発生
- ・ 感染拡大によるSSや特約店の一時休業や営業時間縮小の発生

第3章 危機管理体制

3-1. 危機対策本部

(1) 発生段階ごとの対応体制

発生段階に応じた対応体制と危機レベルの判定基準は以下の通り。
地域ごとの感染拡大状況を勘案して判断するものとする。

発生段階（国）	危機レベル	対応組織
未発生期	-	-
海外発生期	C（※1）	危機対策会議
国内発生早期	BまたはA	危機対策本部
国内感染期	A ※C E HはAまたはS	危機対策本部
小康期	C（※2）	危機対策会議

※1 コスモエネルギーグループの役職員（海外拠点も含む）に感染者が発生した場合、またはコスモエネルギーグループの拠点がある地域において感染者が発生した場合は危機レベルBと判定し、危機対策本部を設置する。

※2 感染の終息状況に応じて段階的に危機レベルCに移行する。

(2) 危機対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生した場合には、グループ各社において危機対策会議または危機対策本部を設置し、対応にあたる。

各組織の役割・権限は以下の通り。

	CEH	CEH以外の適用対象会社
危機対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・海外発生期における感染状況のモニタリング ・グループ全体の対応方針の検討およびグループ各社の危機対策会議への連絡 ・感染予防策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外発生期における感染状況のモニタリング ・CEH危機対策会議の方針を踏まえた社内対応の検討、各部への対応指示 ・感染予防策の実施
危機対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ全体の感染状況のモニタリング ・グループ全体の対応方針の検討 ・グループ各社の対策本部への連絡 ・グループ全体の事業継続対応の推進・意思決定 ・グループ役職員の安全・安否統括 ・グループ全体の対応状況の把握・統括 ・関係機関との渉外対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況のモニタリング ・自社の対応方針の検討 ・CEH危機対策会議の方針を踏まえた社内対応の検討 ・主管するグループ会社への連携・支援 ・自社の事業継続対応の推進・意思決定 ・自社役職員の安全・安否統括 ・自社の対応状況の把握・統括 ・関係機関との渉外対応

(3) 各危機レベルにおける責任者

適用対象会社の危機管理規程等による。

(4) 危機レベルにおける継続業務

事業継続計画が発動された場合は、原則、危機レベルや地域ごとの感染拡大状況に応じて以下の通り、業務の継続または縮小・中断を行う。

- 危機レベルC . . . 通常の勤務体制を継続する。
- 危機レベルB . . . 新型インフルエンザ等発生地域の拠点は、「◎重要業務」、「○準重要業務」に限定して業務を継続する。
- 危機レベルA (S) . . . すべての拠点において「◎重要業務」に限定して業務を継続する。

(5) 事業継続計画の発動

① 事業継続計画の発動

本部長は、感染状況等を考慮し、事業継続計画を発動および解除する。
(原則、危機レベルB以上に移行した場合、事業継続計画を発動する。)

② 業務の区分

事業継続計画が発動された場合は、「◎重要業務」、「○準重要業務」を特定し、業務の縮小・中断・継続の対応を行う。

区 分	業 務 内 容
◎重要業務	以下に該当し、新型インフルエンザ等の国内感染期も出社人数に関わらず確実に継続する必要がある業務。 <ul style="list-style-type: none">・ 製油所、物流基地等の運転に関わる業務・ 原油開発、需給調整、配船業務、陸上および海上荷役業務、原油および製品等の輸出入に関わる業務・ 石油製品の受発注および陸上配送業務に関わる業務・ 各種システムの稼働維持に関わる業務・ 上記以外で、石油製品の安定供給に関わる業務・ その他、一定の縮小や中断により、以下の影響が発生する業務<ul style="list-style-type: none">・ 役職員の生活や労働安全衛生の確保への著しい支障・ 売上・利益への著しい悪影響・ 法令違反の可能性・ お客様・取引先等のステークホルダーの事業継続への支障 等
○準重要業務	当座中断することは可能であるが、国内感染期の流行期間（2か月間）の中断は許容できない業務。
非重要業務	上記以外の業務（優先的に縮小・中断する業務）

(6) 危機対策本部の設置場所

- ・ 適用対象会社であらかじめ定められている設置場所にて適宜実施する。
- ・ 国内感染期には、メール、Teams等を活用し、対面での会議は可能な限り実施しない。

3-2. 緊急連絡体制

コスモエネルギーグループが事業展開する地域において、新型インフルエンザ等のパンデミックに発展する恐れのある感染症の感染者が発生を認知した者は、速やかに以下に内容について報告を行う。報告方法は、各社の規程による。

<報告内容>

- ① 発生地域
- ② 感染者数
- ③ 病名・症状
- ④ 感染拡大状況
- ⑤ コスモエネルギーグループに想定される影響
- ⑥ 対応内容

第4章 新型インフルエンザ等対策の実施

4-1. 海外発生期＜危機対策会議の対応＞

□危機対策会議の開催

- ・危機管理部門の部長は危機対策会議を開き、以降の対応にあたる。

□情報の収集と周知

- ・新型インフルエンザ等の発生状況、役職員の海外渡航状況等について迅速かつ適切に情報収集し、感染予防策等とあわせて関係者に周知を行う。
- ・新型インフルエンザ等に関する情報収集先は「新型インフルエンザ等対策マニュアル」を参照。

□感染予防対策および感染者発生時の対応等の指示

- ・役職員に手洗い、うがい等の感染予防策を周知・徹底する。
- ・役職員およびその家族が新型インフルエンザ等に感染ないしは感染疑いがある場合の会社への連絡体制について、役職員へ周知・徹底する。役職員に安否確認方法を周知する。
- ・感染拡大に備え、勤務ローテーションの検討を指示する。
- ・役職員に感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応を周知・徹底する。

□備蓄品の確認

- ・備蓄品の個数、品目を確認し、必要に応じて追加購入をする。

□海外駐在・出張者への対応

- ・役職員の不急の海外渡航、海外駐在員、海外出張者の外出および私的旅行の自粛についての対策を講じる。
- ・感染状況に応じ、海外駐在員、海外出張者の帰国・残留等の対策を講じる（「第5章 海外拠点の対応」を参照）。

□グループ会社間の連携

- ・C E Hおよび中核三社は主管するグループ会社の危機管理部門と連携し、適宜支援を行う。

□危機対策本部への移行準備

- ・危機対策本部への移行を見据え、対策本部メンバーへの情報共有、対策本部における検討事項の整理を行う。

4-2. 国内発生早期～国内感染期＜危機対策本部＞

□危機対策本部の設置

- ・危機管理部門の責任者は危機対策本部の設置を社長に進言する。
- ・社長の危機対策本部の設置宣言後、対策本部メンバーを招集し、以降の対応にあたる。

□情報の収集と周知

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、役職員の海外渡航状況等について迅速かつ適切に情報収集し、必要に応じて関係者に周知を行う（「新型インフルエンザ等対策マニュアル」を参照）。

□事業継続方針の起案・周知、対応状況の把握、各部へのサポート

- ・事業継続方針を立案し、業務の縮小、中断、継続の対応を推進する。
- ・各部の業務の縮小、中断、継続の状況をモニタリングし、要員不足や、重要取引先の業務停止等の事業継続上の課題を吸い上げ、対策本部内で共有するとともに、各部での対応が困難な場合には支援を行う。

□感染予防策の推進および感染者発生時の対応等の指示

- ・役職員に対して手洗い、うがい等の感染予防策を周知・徹底する。
- ・役職員およびその家族が新型インフルエンザ等に感染ないしは感染疑いがある場合の会社への連絡体制について、役職員へ周知・徹底する。
- ・役職員の安否確認を行う。
- ・役職員に感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応を周知・徹底する。

□勤務体制の変更

- ・勤務ローテーションを導入する。
- ・日勤の役職員に対して、所定事業所以外の場所で勤務できる環境を整備し、必要に応じて勤務体制を変更して、重要業務を遂行させる。
- ・装置運転等に従事する交替勤務の従業員に対して、感染拡大により必要に応じて班編成を変更する等して業務遂行を実施させることがある。
- ・欠勤者が多数発生した部署に対して、必要に応じて要員を調整する。

□会議や打ち合わせの運営

- ・打合せや会議、研修等について、最低限必要なもの以外は延期・中止する、または、Teams 等を活用するなどの工夫をする。
- ・外部からの訪問者（来客等）の制限や、入館時の感染予防措置を実施する。

□人事異動の制限・人事考課

- ・感染状況に応じて、既に発令された、あるいは発令を予定する人事異動の凍結を検討する。また、異動を実施する場合も、一時的には本人のみの異動として家族の帯同を認めない等の措置を講じる。
- ・状況に応じて、目標管理・評価の運用を凍結する。

□海外駐在員等の帰国対応

- ・感染状況を踏まえ、海外駐在員、家族の帰国・残留等の対策を講じる（「第5章 海外拠点の対応」を参照）。

感染者の把握と出勤停止措置

- ・ 新型インフルエンザ等に感染または感染疑いのある役職員を把握し、出勤停止等の措置を講じる。

備蓄品の確保

- ・ 備蓄品の個数、品目を確認し、必要に応じて追加購入をする。

情報発信

- ・ グループ各社の営業状況等を適宜ホームページに掲載する。

特定接種対応

- ・ 国および地方公共団体の指示に基づき、ワクチン接種等の新型インフルエンザ予防措置を実施する。

グループ会社間の連携

- ・ C E Hおよび中核三社は主管するグループ会社の危機管理部門と連携し、適宜支援を行う。

関係官庁との連携

- ・ 関係官庁への状況報告および照会対応を行う。

4-3. 小康期の措置<危機対策本部または危機対策会議の対応>

各種制限の緩和措置

消費した備蓄品の把握と補充

- ・ 消費した備蓄品の数量を把握の上、不足分を補充する。

新型インフルエンザ等からの回復者のリストアップ

- ・ 新型インフルエンザ等に感染して回復した者をリストアップし、要員確保の見通しを検討する。

業務の再開

- ・ 停止している業務に関して、再開の可否を検討するなどの平常化に向けた対策を講じる。
- ・ 業務の再開について、関係官庁や取引先、顧客等に通知する。

対策本部の解散

- ・ 感染が終息し、通常業務体制への移行の目途がたった段階で、対策本部長は対策本部の解散を判断する。

第5章 海外拠点の対応

5-1. 体制

海外各拠点は、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、事業継続計画書を策定する。その際には、以下の項目を参考とし、現地法令、現地政府の新型インフルエンザ対応計画、現地の医療体制、本計画書等を勘案する。

- ・ 事業継続に関する基本方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生後の事業継続に係る意思決定体制（本社との緊急連絡体制を含む）
- ・ 備蓄品（品目、数量など）
- ・ 発生段階別の対応
- ・ 各拠点役職員への教育研修
- ・ 情報収集源、情報収集項目、情報収集ルート（政府・当局のホームページアドレス、連絡先等）
- ・ 拠点としての感染予防、感染拡大防止策（役職員の体調・感染状況確認、出退勤の指示、拠点内における新型インフルエンザ等発生時の対応）

5-2. 駐在員等の帰国に関する対応の目安

外務省 「感染症危険情報」	対応の目安				
	駐在員			出張者	
	幹部社員	一般社員	帯同家族	出発前	滞在中
	○ 通常勤務	○ 通常勤務	○ 滞在可	○ 出張可	○ 滞在可
【レベル1】 十分注意してください。 ・特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	○ 通常勤務	○ 通常勤務	△ 拠点責任者 や主管部署 と相談	○ 出張可	○ 滞在可
【レベル2】 不要不急の渡航は止めてください。 ・特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。	○ 通常勤務	△ 拠点責任者 や主管部署 と相談	× 帰国	△ 原則不可	△ 原則帰国
【レベル3】 渡航は止めてください。〈渡航中止勧告〉 ・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。	△ 主管部署と 相談	× 帰国（または安全な 国・地域へ 退避）	× 帰国	× 不可	× 帰国（または安全な 国・地域へ 退避）
【レベル4】 退避してください。渡航は止めてください。〈退避勧告〉 ・特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	× 帰国（または安全な 国・地域へ 退避）	× 帰国（または安全な 国・地域へ 退避）	× 帰国	× 不可	× 帰国（または安全な 国・地域へ 退避）

※上表はあくまでも一つの目安となります。

※駐在員の帰国判断については本社主管部門との相談となっておりますが、場合によっては情勢が突如急転することも十分考えられるため、一刻を争う事態となった場合の帰国、退避については現地の責任者の判断とします。

※日本国内に新型インフルエンザ等の感染が拡大した場合など、帰国することによる感染リスクが大きいと判断される場合には、安全な第三国や地域へ退避します。

第6章 役職員の対応

6-1. 基本的な行動

新型インフルエンザ等が国内で発生し、会社が必要と認められた場合、役職員は以下の通り行動する。

□感染予防対策の実施（詳細は「新型インフルエンザ等予防・対策ガイド」を参照）

- ・手洗い・うがいや咳エチケット等個人で実施可能な感染予防対策を実施する。
- ・公共機関等を利用して出社する場合は、混雑を回避した時差通勤を原則とし、通勤時はマスクを着用する。

□安否確認および報告の実施

- ・出社の可否にかかわらず、会社から指示があった場合は本人ならびに家族の安否報告を行う。
- ・会社から指示があった場合、役職員および同居する家族の検温を実施する。
- ・本人もしくは同居する家族が、38度以上の発熱等新型インフルエンザ等の感染が疑われる症状を呈する場合は、直ちに所属長に連絡する。
- ・本人もしくは同居する家族が、新型インフルエンザ等を発病した場合は、直ちに所属長に連絡し、危機管理規程の様式にて報告をする。一定期間の自宅待機を命じられた場合はそれに従う。
- ・対策本部あるいは人事部、または所属長からの出社に関する指示に従う。

6-2. 社内で新型インフルエンザ等の感染を疑われる役職員を発見した場合の対応

- ・感染を疑われる役職員を発見した場合は、あらかじめ定められた連絡体制に従い、対策本部に連絡する。
- ・所属長は、その役職員にN-95マスク着用を指示し、他の役職員と接触しない部屋（隔離場所：状況に応じ事務局が指定）に隔離待機させ、感染拡大を最小限にする（誘導する役職員は防護衣を着用し対応すること）。
- ・対策本部事務局は、医療機関（みなと保健所もしくは港区役所）に対処方法を確認し、その対処方法に従った指示を行う。

6-3. 社内感染者滞在場所の処置対応

(1) 職場で感染者が発生した場合は必要に応じて以下の通り消毒処置をする（前提：新型インフルエンザ等の症例や感染経路、感染対策が定かでない現在において、その感染力と毒性が軽微な場合を想定した対応処置を示す）。

- ・床の清掃：防護衣（N-95マスク、ゴーグルとゴム手袋）を着用した清掃作業員ないしは所属する役職員は、洗浄剤を噴霧し除菌し、出来れば濡れたモップで床のふき取り清掃を行う。
- ・接触箇所や物品の清掃と消毒：濃厚接触箇所はアルコール製剤による消毒を行う。
- ・清掃物品とごみ処理：患者本人が排出したティッシュなどのゴミや清掃作業に使用した消耗品等は即座に隔離ゴミとして特別処理する。その他消費財は漂白や消毒する。

(2) 作業員は、入念な手洗いやうがいの衛生活動を作業前後に実施する。

6-4. 濃厚接触者の取り扱い

感染者が発生した部署の所属長は、以下に該当する者を濃厚接触者として危機対策本部に報告するとともに、危機対策本部の指示に従い病院で受診し、医師の指示に従って自宅待機させる。

- ① 感染者の周辺座席で執務した者
- ② 長時間にわたり、閉鎖された空間（会議室、飛行機、電車など）で感染者と滞在した者
- ③ 装置運転に際して、感染者と同一計器室で勤務した者
- ④ 同居する家族が感染者となった者
- ⑤ 行政より特段の指示・指導があった場合に、その対象となる者
- ⑥ その他、上記①～⑤に類する者

6-5. 感染者の再入社

出社可能なタイミングについては必ず医師の指示を仰ぎ、上司にも報告の上、上司の指示に従い再出社の判断を行うものとする。

第7章 特定接種の対応体制の検討

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第28条第1項に基づき、特定接種の登録対象となる業種、業務が定められている。

コスモエネルギーグループにおいては、石油製品等の安定供給を可能な限り維持するため、「重要業務」、「準重要業務」の従事者が特定接種の対象となり得ることから、接種に関して以下の通り定める。

(1) 特定接種の対象となり得る「重要業務」、「準重要業務」の従事者を選定し、事前に名簿^{*1}を作成しておく。^{*3}

(2) 国が示す特定接種に関する実施要領に基づき、接種場所等の必要な事項について検討しておく。
^{*2 *3}

*1 氏名・所属・従事する業務・接種対象者人数等を記載した接種対象者名簿、接種場所、接種実施者を記載した名簿を作成しておく。なお、名簿は定期的に更新し、接種対象者に対しては、接種による副反応の恐れ、接種後にも感染防止策が必要となる旨等について事前に説明しておく。

*2 具体的な接種実施要領および実施体制を計画しておく。

*3 特定接種の対象会社（COC、COM）に限る。

第8章 平常時の対策

8-1. 新型インフルエンザ等の流行時に備えた備蓄

グループ会社ごとにマスク、消毒薬等の備品を役職員の2ヶ月分、本社および各事務所／各事業所に備蓄する（「新型インフルエンザ等対策マニュアル」を参照）。

8-2. 事業継続計画の策定

- ・適用対象会社の各事務局は、新型インフルエンザ等に関する事業継続計画を策定する。
- ・本社各部室および各事業所は、事業継続計画に関わる重要業務を選定し、継続・復旧のための手順を整備する。
- ・上記以外のグループ各社は、自社の事業が社会機能維持に関わるか等を踏まえ、自社の事業継続計画策定の要否を判断し、策定が必要と判断した場合は、本計画書に準拠した内容で自社の事業継続計画を策定する。

8-3. 教育・訓練

役職員の安全確保を図るとともに迅速かつ適切に新型インフルエンザ等対策が遂行しうよう新型インフルエンザ等の発生を想定した教育・訓練等を実施する。

8-4. 計画の見直し

（1）事業継続計画の見直し

適用対象会社の各事務局は、必要に応じて事業継続計画書の見直しを行い、事業継続計画規程に基づき所要の決裁を取得するものとする。

（2）マネジメントレビュー

本計画の見直し実施時には、見直し結果をサステナビリティ戦略会議等に報告・審議し、その結果を本計画に反映する

第9章 その他

9-1. 2019年に発生した新型コロナウイルスに対する対応について

当事業継続計画書に順じ、以下対応を実施。

（1）危機管理体制

第3章 3-1. 危機管理体制 （5）事業継続計画については、感染状況・検査キットの充実、ワクチン接種の拡がり・Teams を利用した在宅勤務の普及等もあり、2022年2月時点、事業継続計画は発動していない。なお、事業継続計画を発動せずとも、サプライチェーン業務への支障を最小限とすべく、第4章 の以下対策等を実施。

情報の収集、感染者の把握（政府方針、感染者・濃厚接触者情報の収集把握等）

感染予防策の推進（各事業所での職域接種の展開等）、感染者発生時の対応等の指示（予防策周知、濃厚接触者等への各種ルール指示、市販の抗原検査キットやPCR検査キットの活用案内等）

事業継続方針の起案・周知（SSでの休業、再開方針の策定等）

- 勤務体制の変更（装置運転等に従事する交替勤務者の班編成検討等）
- グループ会社間の連携（グループ会社間や業務委託先との連携強化等）

（２）海外拠点の対応

第５章 ５－２．駐在員等の帰国に関する対応の目安については、２０２２年２月時点、駐在員の帰国退避はなし。

（３）役職員の対応

第６章 ６－２．社内で新型インフルエンザ等の感染を疑われる役職員が判明した場合の対応については、強制的な隔離待機は実施せず、体調に応じて Teams を利用した在宅勤務等で対応。

以上